

茨労発基0508第2号の2
令和5年5月8日

関係団体の長 殿

茨城労働局長
(公印省略)

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第69号）については、別紙のとおり令和5年4月21日に公布され、公布日から施行（一部規定については、令和5年10月1日又は令和6年4月1日から施行）することとされたところです。

貴団体におかれましては、この趣旨等を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。